

# 筑紫野市財政計画

～持続可能な財政基盤の構築に向けて～

(平成 23 年度～平成 27 年度)

平成 23 年3月  
筑紫野市

## 目次

1. はじめに .....	1
2. 本市の現状	
(1)人口の推移と推計 .....	2
(2)財政の現状 .....	4
3. 上位計画と将来推計	
(1)第四次総合計画後期基本計画 .....	9
(2)将来推計 .....	10
4. 財政計画	
(1)基本方針 .....	12
(2)計画期間 .....	12
(3)目標 .....	12
(4)実施計画 .....	13
今後の地方財政運営に求められること	
福岡大学経済学部 山下耕治准教授 .....	17
資料（検討スケジュール等） .....	20

## 1. はじめに

平成 20 年の世界同時不況に端を発した景気の低迷は、わが国の経済に依然として深刻な影響を及ぼしています。内閣府が発表した平成 22 年 9 月の月例経済報告によると前月に「景気は、引き続き持ち直してきており、自律的回復に向けた動きも見られるが、このところ環境の厳しさは増している。また、失業率が高水準にあるなど依然として厳しい状況にある。」と指摘しています。また、国では年金や医療、介護など、社会保障制度の改革が進められていますが、保障と負担などの具体的内容や財源などの制度のあり方が明確に示されていない状況であり、将来への不安、閉塞感の一因ともなっています。平成 22 年 6 月に閣議決定された地域主権戦略大綱においては、国からの税財源について「今後、国と地方の税財源のあり方を見直す」とされており、国からの補助金については「ひも付き補助金の一括交付金化を進める」ことなどの方針が示されていますが、先の参議院選挙結果によるねじれ国会や国の財源不足により、国の動向は非常に流動的な状態となっています。

本市においては、平成 16 年度に策定した筑紫野市財政健全化計画(平成 17 年度から平成 21 年度)により、市の事業全般にわたり費用対効果の側面から見直しを行った結果として、歳出を抑制し、基金の取崩しを最小限に留め、本市にとっては最も大きな課題であった起債残高の減少に取り組み、一定の成果を上げることができております。しかしながら、起債残高については、まだ近隣市等よりも高い状況となっており、それに伴って実質公債費比率や将来負担比率も若干高い水準となっています。家庭での預金に当る基金については、全国的にみても決して多い額ではなく、安定した持続可能な筑紫野市とするためには、引き続き、コスト意識、マネジメント意識を持ちながら、行財政の効率的な運用を図る必要があるところです。

少しずつでも着実に、継続して、地道に努力することが、筑紫野市の財政を支え、将来への展望を見出し、安定した持続可能な市民生活に寄与するものと考え、ここに財政計画を定めるものです。

## 2. 本市の現状

### (1) 人口の推移と推計

将来人口の推計結果(コーホート要因法※)を表-1、図-2 に示す。推計の結果、自然人口増減(出生者数－死亡者数)、社会人口増減(転入者数－転出者数)ともに増加する結果となった。図-3 に本市の人口増減数の推移を示すが、自然人口増減数は一定の人口増であるのに対し、社会人口増減数は長期的に増加数が減少傾向をみせている。

図-4 及び表-2においては、本市の年齢構成の推移を示す。今後5年間は徐々に高齢化の現象が見られるが、本格的な高齢化は5年後以降となることが予測される。これまでの人口の推移と今後の見込みを図-5 に示す。

表-1 筑紫野市将来人口推計結果 (人)

	実績		推計値	
	平成 16 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 27 年
推計結果	95,863	99,859	100,476	103,433

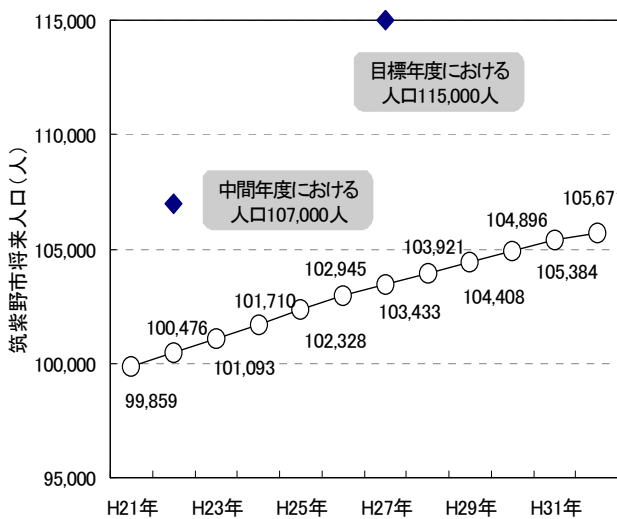


図-2 筑紫野市将来人口推計結果

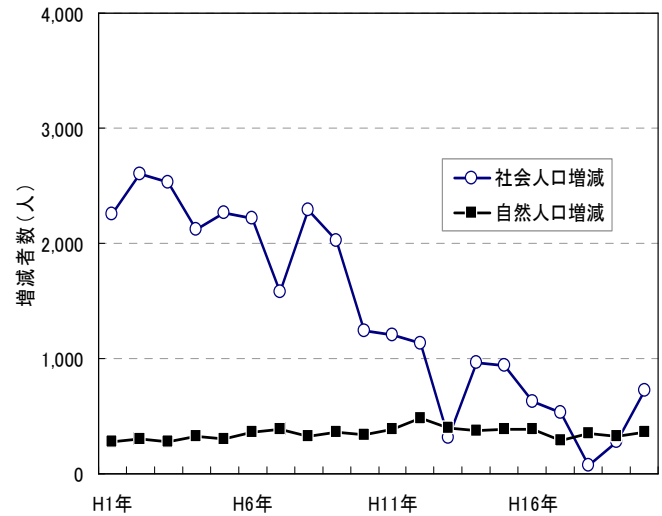


図-3 筑紫野市の人口増減数の推移

#### ※コーホート要因法

ある基準年次の男女・年齢別人口を出発点とし、これに仮定された男女・年齢別生存率、男女・年齢別社会人口移動率、女子の年齢別出産率及び出生時の男女性比を適用して将来人口を計算する方法

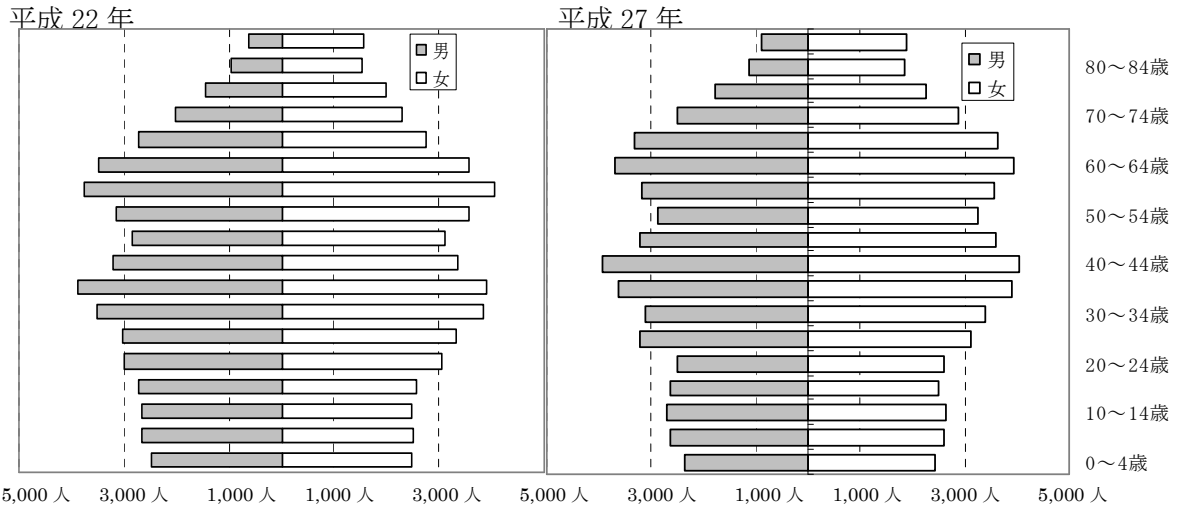


図-4 筑紫野市の年齢構成の推移

表-2 年齢別人口の推計

年齢	平成22年		平成27年	
	人数	割合	人数	割合
0～4歳	4,970人	20.5%	4,817人	19.8%
5～9歳	5,189人		5,215人	
10～14歳	5,170人		5,341人	
15～19歳	5,266人		5,136人	
20～24歳	5,960人	61.3%	5,090人	58.7%
25～29歳	6,315人		6,355人	
30～34歳	7,287人		6,530人	
35～39歳	7,809人		7,536人	
40～44歳	6,689人		7,967人	
45～49歳	6,013人		6,797人	
50～54歳	6,642人		6,115人	
55～59歳	7,737人		6,732人	
60～64歳	7,142人	18.2%	7,633人	21.4%
65～69歳	5,638人		6,943人	
70～74歳	4,398人		5,406人	
75～79歳	3,484人		4,052人	
80～84歳	2,547人		2,995人	
85歳以上	2,220人		2,773人	
合計	100,476人	100%	103,433人	100%

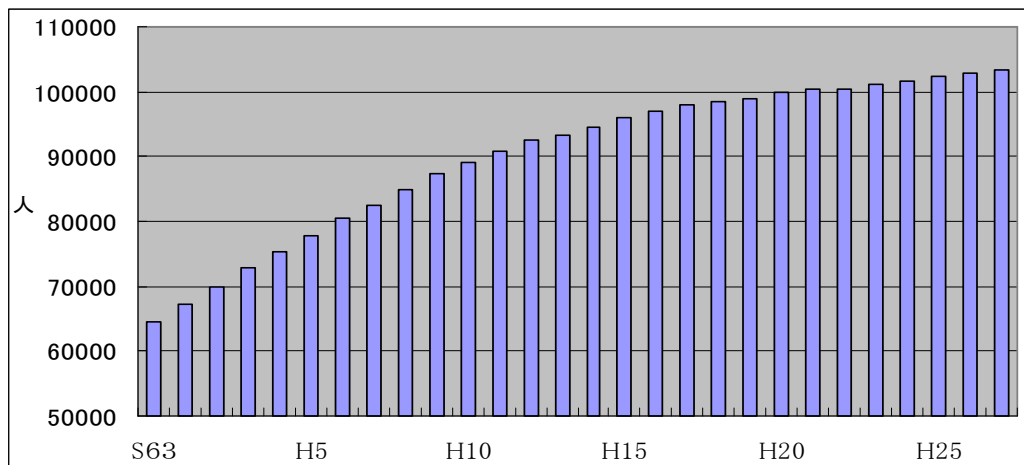


図-5 人口の推移と今後の見通し

## (2) 財政の現状

### ① 財政指標

平成21年度における普通会計決算の主な財務指標は次のとおりである。(類似団体は平成20年度決算、以下同様) 実質公債費比率が類似団体、県内市の平均よりも高い数値となっているが、その他の指標については、ほぼ県内の市平均と同じ、又は良い結果となっている。筑紫地区の本市を除く3市の平均と比較すると、特に将来負担比率が3市の平均がゼロと特有の状況を示している。

区 分	筑紫野市	類似団体	県内市平均 (26 市)	筑紫地区 3 市平均
財政力指数	0.765	0.84	0.578	0.761
経常収支比率	90.9%	93.9%	93.7%	94.6%
実質公債費比率	12.7%	10.4%	12.4%	10.9%
将来負担比率	51.4%	非公表	64.1%	0.0%

#### 【財政力指数】

当該団体の財政力（体力）を示す指数であり、指数が高いほど財源に余裕があるものとされている。基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去 3 ヶ年の平均値で示す指数。

#### 【経常収支比率】

財政構造の弾力性を判断する指標であり、比率が低いほど弾力性が大きいことを示す。すなわち、人件費・扶助費・公債費等の経常的経費に地方税・普通交付税等を中心とする経常的一般財源等がどの程度充当されているかを表す比率である。この比率が高くなると、臨時的経費に回せる資金が少なくなるため、財政が硬直していると言われることが多い。(経常経費充当一般財源/経常一般財源等総額)×100(%)

#### 【実質公債費比率】

市の一般会計等の支出のうち、義務的に支出しなければならない経費である公債費や公債費に準じた経費の標準財政規模(市の標準的な収入額を示すもの)に対する割合である。過去3ヶ年の平均値。

18%以上の団体 地方債の発行に国の許可が必要

25%以上の団体 一般事業等の起債が制限

#### 【将来負担比率】

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率。一般会計等の借入金(地方債)や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標となる。

## ②歳入と歳出の構成

本市の歳入及び歳出の特徴を見るために図-6、図-7、図-8 及び図-9 に普通会計ベースで人口一人当たりの歳入及び歳出の性質別構成比について類似団体との比較を行った。(人口は平成22年3月31日現在 100,383 人)

### 【歳入の比較】

本市の歳入について、平成 21 年度、平成 20 年度の人口一人当たりの歳入とその性質の構成比を図-6に示す(普通会計)。平成 21 年度を平成 20 年度と比較すると、平成 21 年度に定額給付金事業や平成 21 年 7 月中国・九州北部豪雨災害の災害復旧事業に伴い国庫支出金の占める割合が上昇したため、市税等の割合が減少した結果となっている。更に図-7において、平成 20 年度類似団体(Ⅱ-3)と比較を行うと、類似団体は交付税の占める割合が低くなっている。これは、財政力指数が平成 20 年度、本市の0.75に対して、類似団体が0.84であり、交付税に頼らない自主財源の多さを表している。結果として人口一人当たりの歳入が本市の267,222円に対して類似団体は323,028円と歳入規模の違いとなっている。

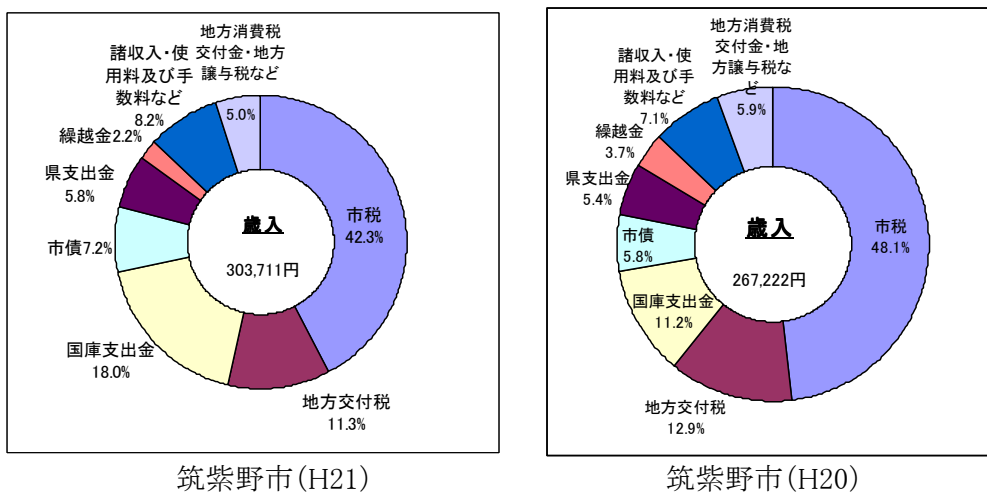
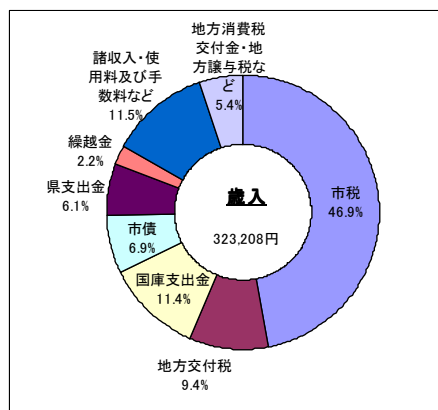


図-6 人口一人当たりの歳入とその構造



※四捨五入の関係で合計が 100%にならない場合があります。

図-7 人口一人当たりの歳入とその構造(類似団体(Ⅱ-3 H20))

【歳出の比較】

本市の歳出の構造を平成20年度と平成21年度で比較すると、平成21年度は定額給付金の支給があったため補助費の率が高くなっている。また、普通建設事業費等の占める割合が高くなっているが、これは学校の耐震化事業や災害復旧事業に対する支出の増加が主な要因となっている。結果として、平成20年度よりも人口一人当たりの歳出規模が増加し、人件費、公債費や扶助費等の占める割合を減少させている。

平成20年度の類似団体との比較では、類似団体より、扶助費、公債費及び補助費等の支出割合が高く、人件費とその他の支出の割合が少なくなっている。特に公債費の割合が高いのが目立つところである。公債費や補助費の支出割合の高さを人件費、その他の支出の抑制で賄っている構図となっている。

(その他は、維持補修費、積立金、投資・出資・貸付金及び繰出金の合計、補助費等には一般的な市が交付する補助金の他に筑紫野・小郡・基山清掃施設組合や筑紫野太宰府消防施設組合等の一部事務組合への負担金、下水道事業会計への繰出金及び福岡地区水道企業団への補助金等が含まれる。)

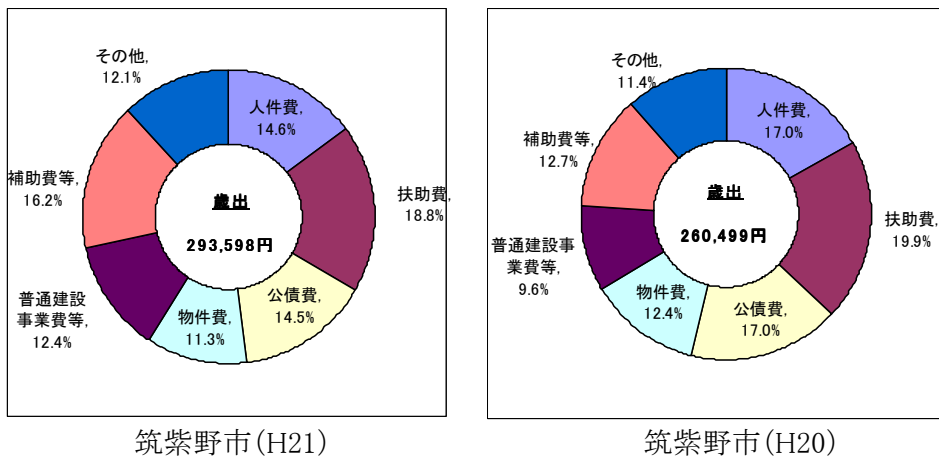


図-8 人口一人当たりの歳出とその構造 (H21)

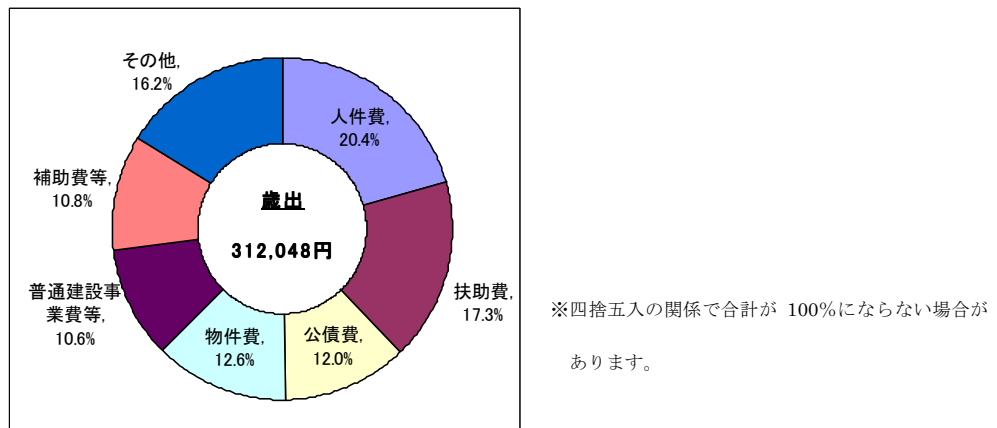


図-9 人口一人当たりの歳出とその構造 (類似団体 (Ⅱ-3 H20))



### ③地方債残高の推移

本市の地方債残高の推移を図-10に示す。平成6年度に204億8千万円だった普通会計の地方債残高の総額は、徐々に増え始め平成16年度末には428億7千万円と10年間で2倍以上の額となった。その後、財政の健全化に取り組み、平成21年度には339億5千万円と平成16年度比で89億円以上減額することができている。しかし、図-11に示すように本市の地方債残額は、本市が平成21年度市民一人当たり33万8千円であるのに対し、近隣市は26万8千円から29万6千円程度と近隣の市や類似団体と比較すると多い状況にある。

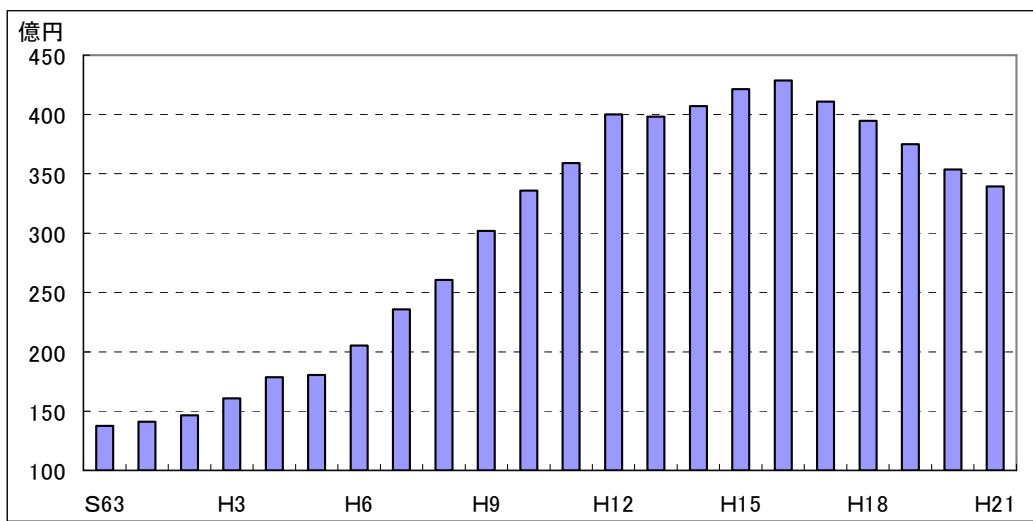


図-10 地方債残高の推移

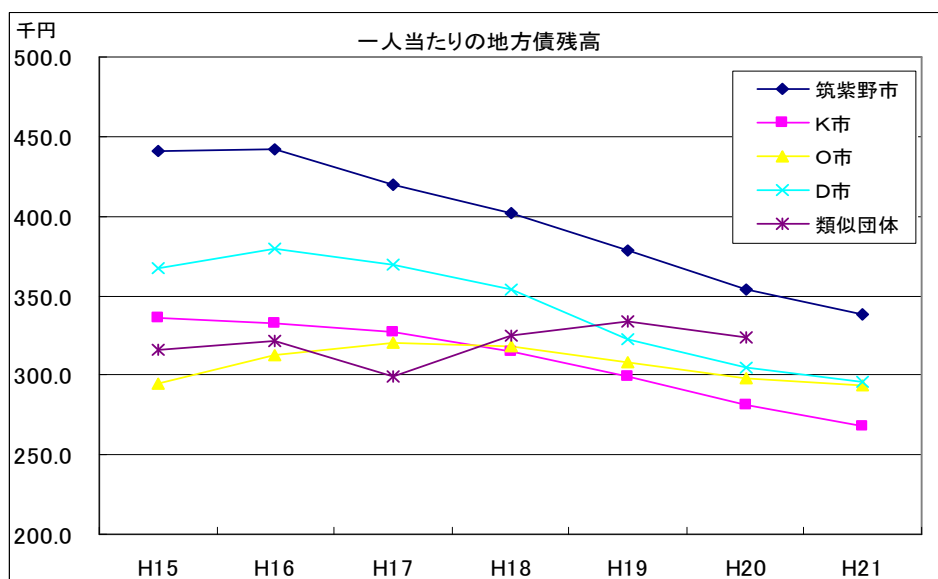


図-11 地方債残高の比較 (類似団体のH21は未発表)

#### ④基金の推移

本市の基金(普通会計)の推移は、図-12 のとおりである。平成 11 年度末に約 123 億円あった基金は、平成 17 年度には約 55 億円まで減り続けたが、その後の取り組みにより平成 21 年度には約 72 億円にまで回復している。人口一人当たりの基金の額を近隣市及び類似団体と比較(図-13)すると、O市だけは突出して高額で推移しているが、その他の市及び類似団体の中では、本市が最も高い額となっている。しかしながら、平成 20 年度決算で全国 1,777 市町村の積立金の平均が人口一人当たり 19 万 5 千円であるのに対して、本市が 6 万 9 千円となっており、全国的には決して多い額ではない。

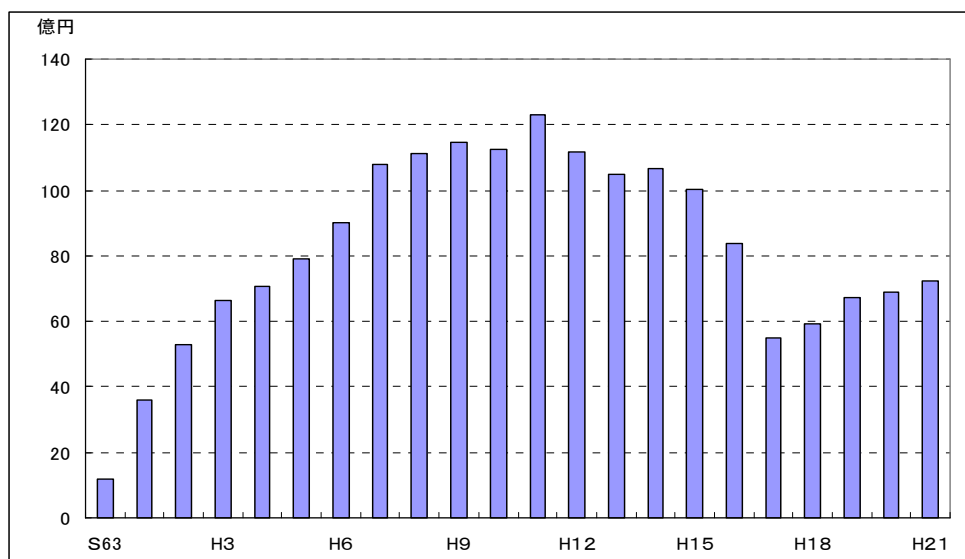


図-12 普通会計の基金残高の推移

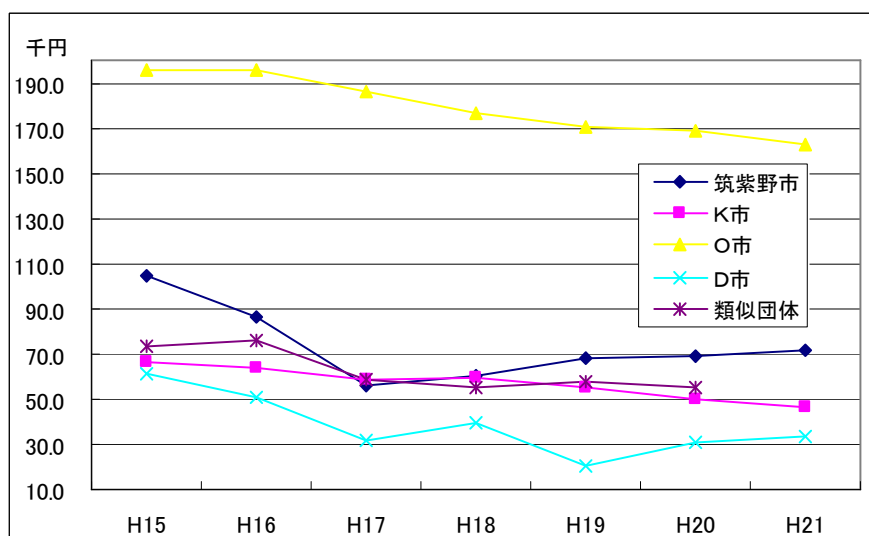


図-13 一人当たりの基金額の比較(類似団体の H21 は未発表)

### 3. 上位計画と将来推計

#### (1) 第四次総合計画後期基本計画

第四次総合計画後期基本計画(平成23年度から平成27年度)においては、表-3のとおり一般会計ベースで、歳入、歳出総額をそれぞれ年平均300億円前後(決算ベース)で推移するものと見込んでいる。

表-3 財政計画(一般会計ベース)

(単位:百万円、%)

区 分		計 画 期 間 (平成23~27年度)	年度平均	構成割合
歳 入	歳入総額	153,510	30,702	100
	自主財源	市税	13,113	43
		その他	2,947	9
	依存財源	73,209	14,642	48
歳 出	歳出総額	153,510	30,702	100
	義務的経費	80,969	16,194	53
	投資的経費	16,232	3,246	10
	その他経費	56,309	11,262	37

## (2) 将来推計

表－4に平成23年度から平成27年度までの決算ベースでの財政の見通し(一般会計)を示す。基本的に過去5年間の決算額をベースにその伸び率の平均値を今後の増減率として推計を行った。

また、地方交付税や地方譲与税等の収入や子ども手当や後期高齢者医療事業等の制度が未確定のものについては、可能な範囲で考慮するものの、原則、平成21年度の実績値又は平成22年度7月現在で方針等が出ているものはその額を採用した。

なお、将来予測を行うに当たり、老人福祉費や生活保護費などの扶助費、国民健康保険事業や介護保険事業などの特別会計への繰出金、更には維持補修費については、今後の予測が非常に困難であるので、過去5年間の最大の伸びを示した場合、最小の伸びに留まった場合の歳出総額と、それに伴う財源を見込んだ歳入総額との差(歳入－歳出)の予測を図－14に示す。

図－14については、扶助費の平均の伸び率が約4.7%で推移しているのに対し、過去最大の伸びを適用すると約9.7%と平均の約2倍の伸びとなる。また、それぞれの年度の医療費に大きく左右される国民健康保険事業特別会計や介護保険事業特別会計への繰出金も同様に最大の伸び率となった場合と最小の伸び率に留まった場合では、大きく差が出る結果となっている。今後の財政見通しについては、それらの伸び率の平均とするものの、歳入から歳出を引いた形式収支は、図－14の最大、最小の伸び率の間で、推移するものと考えられる。

表－4 財政見通し

(歳入)

(単位:千円)

項目	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
市税	12,862,094	13,128,018	13,181,862	13,211,694	13,185,085
地方交付税	3,434,575	3,305,314	3,390,057	3,422,719	3,294,410
国庫支出金	5,327,544	5,568,353	5,289,060	4,895,555	5,003,740
市債	3,057,756	3,316,950	2,673,100	2,370,460	2,504,616
県支出金	1,644,229	1,679,310	1,763,924	1,798,835	1,861,179
繰越金	1,303,114	500,000	500,000	500,000	500,000
諸収入、使用料、手数料等	2,719,185	2,432,442	2,411,927	2,295,088	2,384,107
地方消費税交付金、地方譲与税等	1,368,716	1,363,037	1,359,175	1,355,883	1,348,066
<b>歳入合計</b>	<b>31,717,213</b>	<b>31,293,424</b>	<b>30,569,106</b>	<b>29,850,235</b>	<b>30,081,203</b>

(歳出)

(単位:千円)

項目	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
人件費	4,367,352	4,317,856	4,323,653	4,295,515	4,251,382
扶助費	7,554,728	7,822,699	8,109,186	8,415,549	8,743,259
公債費(一時借入利子含む。)	3,673,586	3,559,800	3,779,979	3,849,011	3,907,500
物件費	3,407,786	3,279,337	3,345,914	3,322,944	3,228,994
維持補修費	155,009	174,865	197,418	223,047	252,185
補助費等	3,796,065	3,876,510	3,897,336	3,940,918	3,881,814
積立金	789,000	430,000	430,000	430,000	430,000
投資及び出資金・貸付金	933,151	392,937	411,704	391,733	391,572
繰出金	2,973,501	3,003,345	2,921,819	2,805,189	2,592,624
投資的経費(人件費除く。)	4,067,034	4,436,074	3,152,096	2,176,328	2,401,874
<b>歳出合計</b>	<b>31,717,213</b>	<b>31,293,424</b>	<b>30,569,105</b>	<b>29,850,235</b>	<b>30,081,203</b>

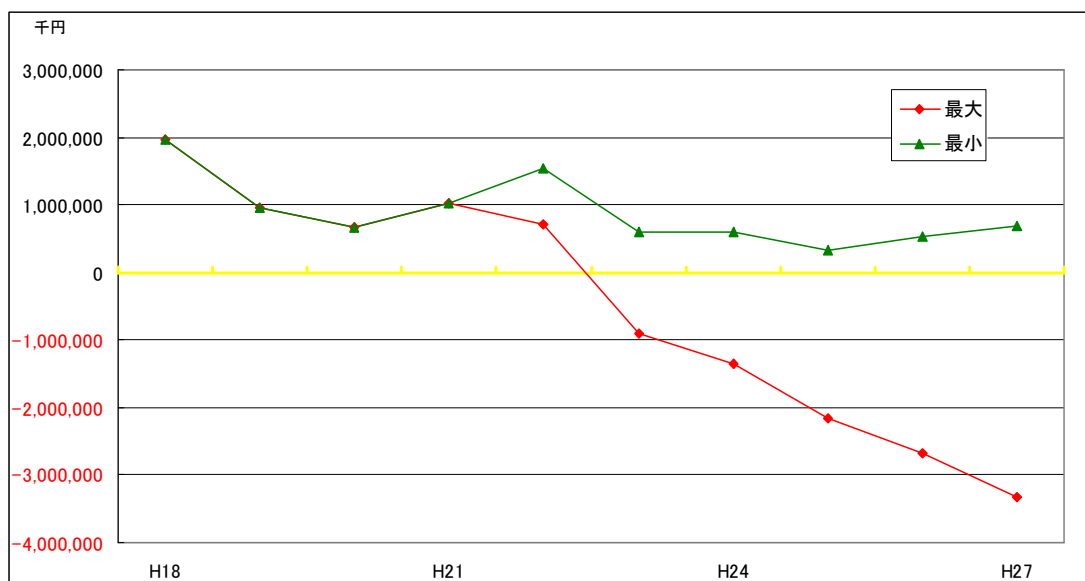


図-14 形式収支の見込み

※扶助費、繰出金及び維持補修費が最大の伸びを示した場合、最小の伸びに留まった場合の歳入と歳出の差の見込み(過去5年間の実績による)

## 4. 財政計画

### (1) 基本方針

本市の財政的な特徴としては、図－8、図－9で示すようにやはり公債費の支出が他団体と比べても多く、これまでの借入の返済に追われている状況である。この公債費の高さが経常経費を膨らませており、建設事業等に充てられる一般財源の額を圧迫している側面がある。すなわち、借金の返済を進め、借入を抑制することが、経常経費に余裕を持たせ、市民生活等への重点的な支出が可能となる。

本市の人口の構成は、図－4 及び表－2 に示すとおり、今後 5 年間は徐々に高齢化が進むことが予測され、平成 28 年度以降は、高齢化が顕著になる見通しである。これに伴い扶助費の増加や国民健康保険事業特別会計や介護保険事業特別会計への繰出金は確実に増加が見込まれ、筑紫野太宰府消防組合や筑紫野・小郡・基山清掃施設組合への負担金についても増額となることが確定している。また、筑紫駅西口土地区画整理事業や JR 二日市駅地区整備事業、学校の耐震化事業等の大型事業の継続、更には学校の大規模改修事業や橋りょうの長寿化事業など大規模な維持管理事業も予定されることから、更なる歳入の確保及び歳出の抑制が必要な状況である。

今後、市民協働事業や指定管理者制度の検討等、各種事業の見直しについては、必要性、効率性、有効性、優先性を常に意識し、先例にとらわれることなく、積極的に改善の検討を行うこととする。

また、筑紫野市の中長期的な財政基盤の確立に向けて、市街化区域における道路、街路等の都市交通施策の基本的な方針を定め、効率的な都市施設の整備に努めることにより、市街化区域の土地利用の活性化を図る。更に、健全な財政運営と地域の活性化は密接に関連していることから、市民、事業者の元気増進に向けて地域経済活性化施策を進めるとともに、筑紫野市総合計画及び各年度の予算編成方針に基づき、雇用対策、少子高齢化対策等に財源の重点的な配分を行う。

### (2) 計画期間

平成23年度から平成27年度の5年間

### (3) 目標

健全な財政運営を進める上での目標を次のとおり定める。また、目標達成のためのより具体的な取り組みについては、(4)実施計画において定める。

- ①一般会計において実質収支の黒字を継続するとともに、収支均衡を図る。
- ②実質公債費比率は15%以内とする。
- ③計画終了時の基金残高(普通会計)を平成21年度比で5億円増加させる。

- ④計画期間内に起債残高を普通会計で43億円以上減少させる。
- ⑤地域住民、ボランティア団体及びNPO等の主体的な活動による市民協働事業を積極的に検討、推進し、きめ細やかな市民サービスの向上を図り、行財政の効率化を図る。
- ⑥市が行う事務事業評価の充実を図り、行財政の効率化を図る。
- ⑦公共施設等の維持補修及び大規模改修等に関し、必要な改修等の概要、事業年度、概算事業費等については、中長期的な計画を定める。

#### (4)実施計画

##### ①歳入項目

###### (1)地方税

	項目	内容	担当課
1	市税等の確保	収納率向上対策を継続的に取組み、税負担の公平化を図る。	収納課 関係課等

###### (2)国県補助金

	項目	内容	担当課
1	補助金の確保	常に国県の動向を注視するとともに、各種事業の実施に当たっては、国県の補助金の確保に努める。	全課等

###### (3)使用料・手数料

	項目	内容	担当課
1	使用料・手数料の見直し	使用料・手数料の見直しを行う。(減免規定の見直しを含む。)	企画財政課 関係課等

###### (4)財産収入

	項目	内容	担当課
1	市有財産の売却及び有効活用等	計画的な資産の売却を進め、当分の間(10年間)利用予定のない財産は賃貸借により利用を図る。	管財課 関係課等
2	市有財産の有効活用等	職員駐車場使用料の額を検討する。(出先機関も含む。)	行政管理課

###### (5)地方債

	項目	内容	担当課
1	地方債	計画期間内の借入額の総額は、50億円以内とする。(臨時財政対策債を除く。)	企画財政課

## (6)諸収入

	項目	内容	担当課
1	広告料の確保	封筒等の市発行物の企業広告掲載を検討する。	企画財政課 関係課等
2	補助金等による事業の実施	民間や財団など他団体の補助金で実施できる事業がな いかを研究する。	企画財政課 全課等

## ②歳出項目

### (1)人件費

	項目	内容	担当課
1	時間外勤務手当 の縮減	超過勤務時間を平成21年度実績以内とする。(災害等 臨時的業務は除く。)	行政管理課
		超過勤務時間の取り組みを確実にするため、全庁的目 標及び各課等における目標時間の設定を行う。	行政管理課 全課等
		ノー残業日を週2日とする。	行政管理課 全課等
		各課等の長に対する個別ヒアリングを行う	行政管理課 関係課等
		変動勤務時間(時差勤務)制度を検討する。	行政管理課 関係課等
2	嘱託職員の適正配 置	嘱託職員配置の必要性を毎年度、予算編成時に検証 する。	行政管理課 関係課等

### (2)公債費

	項目	内容	担当課
1	公債費	減債基金等を財源として5億円の繰上げ償還を行う。	企画財政課

### (3)物件費

	項目	内容	担当課
1	物件費	計画期間内の物件費を平成21年度実績約33億3千 万円/年以内とし、5年間総額で166億円以内とする。	全課等
2	旅費の削減	宿泊を伴わない出張日当の見直しを検討する。	行政管理課 全課等



3	光熱水費、消耗品の削減	環境にやさしい行動計画の確実な実施 (電気・ガス・水道使用量の削減)	環境課 全課等
		OA 機器を有効活用し、ペーパーレス化を推進する。	環境課 情報政策課 全課等
4	委託料の削減	施設維持管理に伴う委託業務内容の項目、回数等を見直す。	管財課 関係課等
5	臨時職員の効率的配置	各部課長は、毎年度、ゼロベースで臨時職員の必要性を判断するとともに、必要な場合は雇用日数及び雇用時間等、効率的な配置を行う。	行政管理課 関係課等

#### (4)維持補修費

	項目	内容	担当課
1	維持補修費	維持補修費総額の伸び率を前年度比 13%以内とする。	関係課等

#### (5)補助費

	項目	内容	担当課
1	補助費	補助金交付規則を見直し、補助金の透明化を図るとともに、市単独の補助事業及び補助額の見直しを行う。	企画財政課

#### (6)繰出金

	項目	内容	担当課
1	繰出金	農業集落排水事業特別会計への繰出金の減額に努める。	企業総務課

#### (7)投資的経費

	項目	内容	担当課
1	投資的経費	計画期間内の投資的経費の総額を 178 億円以内(支弁人件費分を除く。)とする。(平成 21 年度実績約 35 億 6 千万円)	関係課等
2	公共工事コストの削減	工事発注における入札減等による残予算は原則不用額とする	企画財政課 関係課等

### ③その他

	項目	内容	担当課
1	組織・機構改革の 実施	市民ニーズの多様化に対応し行政サービスの向上と総合計画の施策の円滑な推進を図るため組織機構改革を実施する。	行政管理課
2	土地開発公社の 長期保有土地の 検討	土地開発公社が長期保有する土地については、現状を調査の上、買戻し時期の総点検を行う。	企画財政課

## 今後の地方財政運営に求められること

福岡大学経済学部 山下耕治

### 1 はじめに

国と地方を合わせたわが国の政府債務残高は、2010年度末には、国内総生産(GDP)の約2倍に匹敵する水準にまで達した。他の先進国と比べても、わが国の債務残高の水準は突出して高いことから、近年、財政の持続可能性を危惧する声は高まっていた。このような状況下で、2011年3月に発生した東日本大震災による復興資金の需要増は、一段とその危惧を高めるに至った。巨額の復興資金の調達方法等をはじめ災害復興の制度設計を早急に構築しなければならないが、その一方で、未曾有の大災害であることを理由に財政の持続可能性を維持するための制度設計が先送りにされてはならない。自然災害の発生は与件であって、その発生を回避するための努力をすることは出来ない。このような事態が発生しても、財政の持続可能性が維持できる制度設計の構築にわが国の努力が向けられるべきである。また、類を見ない速度で進展する高齢化もわが国の財政を逼迫させる要因であるが、高齢化の進展自体は、自然災害と同じく与件と解釈すべきものである。したがって、高齢化の進展を抑制する努力ではなく、高齢化が進展しても財政の持続可能性が維持できる社会保障制度を整備することにわが国の努力が向けられるべきなのは明らかである。

以下で、わが国の地方財政制度を経済学的な視点で評価し、分権的な体制の必要性を説明したうえで、今後、地方自治体が向けるべき努力について検討する。

### 2 地方財政制度に対する経済学的な評価

わが国の地方財政制度に対しては、経済学的な視点に基づけばどのような評価が可能であろうか。例えば、小泉内閣で閣議決定された『今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針』(経済財政諮問会議)では、「個性ある地方の競争—自立した国・地方関係の確立—」が謳われている。そこでは、国から地方(自治体)への財政移転制度(補助金制度)は、地方が独自に地域の発展に取り込む意欲を弱め、地方は国に頼る(陳情する)ことが合理的な行動となっていることに警笛を発している。これまで、東京などの都市部に権限や資源を集中させることで経済成長を達成し、そこで生み出された果実(カネ)は、「国土の均衡ある発展」のために地方に再配分されてきた。すなわち、「国土の均衡ある発展」という名の下に、地方の歳出は国の関与を受け、地方の財源は、国から地方への財政移転によって確保されてきた。その結果、国と地方の税収は3対2であるが、歳出段階では、2対3に逆転するといった財政移転の程度が高い関係が定着するに至った。

財政移転の程度が大きい制度は、公共サービスの受益(サービスの利用・消費)と負担(サービスの供給コスト)の乖離をもたらすことになる。このような制度設計のもとでは、地方の努力は補助金獲得に向けられ、地域経済の活性化を通じて自主財源を涵養するといった

財政運営を行う誘因を阻害するかも知れない。また、地域住民は公共サービスの真の費用を過小に認識することで、サービスに対する要求(需要)を過大にすることになる。その過大な要求は、住民の声(選好)として政治プロセスで大きな影響を持ち、当選する政治家のタイプを決定づける。さらには、補助金の多くが公共事業と関連するため、その補助金が既得権化することで、公共事業に依存した地域経済が全国各地に形成されることにもなった。

公共事業を求めて陳情活動の資料を作成する努力も、民間資本の導入に労を取って地域の魅力創出の方策を練る努力も現場の当事者にとってみれば同じ努力であり、特段に意識の違いはなく双方とも一生懸命に取り組んでいるはずである。ところが、この二つの努力は社会全体に及ぼす影響という意味では相違があり、前者の努力は社会全体では何も生み出すことのない努力である。つまり、ある一定の公共事業(補助金総額)の分捕り合戦をしているに過ぎず、ある地方自治体が公共事業を獲得すれば、その分は、他の地方自治体の公共事業が減額されるに過ぎない。特に、高度成長時代が終焉したことで経済のパイ(規模)が拡大しない状況では、このゼロサムの関係が成立するであろう。その一方で、後者の努力は社会全体に新しい付加価値をもたらし、わが国全体の経済成長に寄与する可能性を秘めている。つまり、付加価値の創出競争を地方自治体が繰り広げ、この努力によって経済成長という果実が得られることになる。受益と負担が乖離した制度設計では、地方自治体に対して後者の悪い努力を促してしまう可能性があるのである。これがわが国の地方財政制度に対する経済学的な評価である。

高齢化・成熟化した低成長経済では、国から地方への再分配のための財源(カネ)を拡大させることは不可能である。このように、受益と負担が乖離した財政関係は持続不可能であるとの認識が広まりつつある。財政の持続可能性を確保するためには、以下で述べる分権的な体制を構築することが必要である。

### 3 地方分権への期待と地方自治体が取べき努力

社会の成熟化にともない地域住民のニーズが多様化すると、国よって義務付けられた全国一律の公共サービスでは、地域住民のニーズを十分に満たすことが出来なくなる。したがって、それぞれの地域の実情と特性に応じて、地方自治体(地域住民)が公共サービスの質と量を決定すれば、地域社会の満足度(厚生)を高めることができる。そこで、地方分権を推進することの必要性が謳われるようになった。地方分権とは、街づくりや福祉といった身近な行政に対して、地方自治体(地域住民)が主体性をもって担えるように、国から地方に権限を移すことである。したがって、全国に及ぶ広域的な公共サービスは国がその役割を担い、身近な公共サービスは地方がその役割を担うことで、国と地方の役割分担が明確化される。国と地方の役割分担が明確化されれば、国と地方は上下の関係ではなく、公共サービスの供給主体として国と地方は対等の関係になる。国と地方の関係が対等になる以上、財政移転への依存から地方は脱却し、地方は受益と負担のバランスに鑑み、公共サービスの質と量に関する意思決定を下さなければならない。

このように、地方が主体的に財政運営に取り組むようになると、国が全国一律の公共サービスを供給していた場合と違って、公共サービスの質や量に地域間格差が生じる可能性がある。例えば、税負担が同じでありながら、公共サービスに対する満足度が低い地方自治体、あるいは、公共サービスに対する満足度は同じでありながら、税負担が高い地方自治体が出現する。このような地方自治体は、選挙を通じた政治プロセスで洗礼を受ける(手による投票)か、あるいは、その地域から住民や企業が退出してしまうこと(足による投票)で、公共サービスの供給においても、民間部門と同じような競争原理が機能することになる。そのような地域間競争によって、地域住民のニーズにあった公共サービスが最小の費用で供給されると考えられている。さらに、高齢化社会の到来によって福祉サービスなどの需要が増大することが見込まれるが、分権的な体制によって地方自治体の財政運営が効率化すれば、その増大する役割にも地方自治体が対応できると期待されている。

このように、わが国の財政の持続可能性を高めるためには、地方における受益と負担の関係を明確化し、それぞれの地域に必要な公共サービスは地方の判断で供給できるように、国から地方に権限と責任を移譲することである。その結果、自立した地方が、それぞれの多様な個性と創造性を十分に発揮し、互いに地域間で競争していくことで、活力が引き出されることになる。確かに、地域のなかには、付加価値を創出することが現実には不可能な僻地があるのも事実である。しかしながら、分権的な体制を構築することで、本来なら自立可能な地方自治体に対する財政移転を少しでも削減できれば、一部の真に自立不可能な地方自治体に重点的に財政移転を行うことが可能となる。そうすれば、社会全体としては効率性も公平性も同時に改善されるのである。したがって、分権的な体制を構築することは、決して、地方の切り捨てでも公平性の軽視でもない。そして、今回の大災害は、一極集中のリスクを浮き彫りしたことで、遅々として進まない分権化論議が再燃することにもなるかも知れない。

それでは、分権的な体制が構築された場合、地方自治体が向けるべき努力(取り組み)とはどのようなものであろうか。現状のような受益と負担が乖離した財政関係であれば、地方自治体に求められていたのは、公共事業(補助金)を獲得する努力(能力)であり、言い換えれば、国(中央)との繋がりである。しかしながら、分権的な体制下では、むしろ民間との繋がりが重要となる。すなわち、民間部門のカネ・ヒト・ノウハウを有効活用することで地域の魅力を創造し、その魅力を発信していく努力が地方自治体に求められるようになる。また、その発信先は、グローバル化した経済では国内にとどまらないであろう。地域の魅力を創出し、また、それを発信していく活動に長けたリーダーを育成することが重要となる。人材育成は、一朝一夕には解決しがたい課題である。限られた資源を有効活用して地域の魅力を創出するという難題に妙策はなく、それに果敢に取り組むリーダーが必要である。国からの財政移転の本格的な削減が始まるまでに、地域を引っ張っていく人材の育成に一刻も早く取り組むべきである。

# 資 料

## 財政計画策定経過

時期	事 項	内 容	
平成22年	5月	第1回計画検討委員会 (委員名簿別添のとおり)	策定方針、スケジュール
		山下耕治准教授(福岡大学)との打ち合わせ(第1回)	計画監修依頼及び財政計画作成方法等について
	6月	各課等での事業計画(予定事業費等)の照会	各課等へ今後5年間の事業見込み(案)の提出を依頼
		第2回計画検討委員会	今後5年間の事業見込み(案)の検討
	7月	山下耕治准教授(福岡大学)との打ち合わせ(第2回)	将来推計(案)について
	8月	庁議	各課から提出された今後5年間の事業見込み(案)の審議
		第3回、第4回計画検討委員会	将来推計(案)及び財政計画方針(案)の検討
		山下耕治准教授(福岡大学)との打ち合わせ(第3、4回)	将来推計(案)及び財政計画方針(案)の検討
		庁議	将来推計(案)及び財政計画方針(案)の審議
	10月	総合計画策定審議会	総合計画における財政計画(財政推計)を付議
		第5回計画検討委員会	個別計画(具体的な取り組み項目)の検討
		各課等に個別項目照会	個別項目(具体的な取り組み項目)を各課等へ照会
		第6回計画検討委員会	財政計画(素案)の検討
	11月	山下耕治准教授(福岡大学)との打ち合わせ(第5回)	財政計画(素案)の検討
庁議		財政計画(素案)の審議	
12月	パブリックコメントの実施	平成22年12月16日～平成23年1月17日(30日間)	
平成23年	2月	山下耕治准教授(福岡大学)との打ち合わせ(第6回)	パブリックコメント実施報告、財政計画(素案)の確認
	3月	庁議	パブリックコメント実施報告、財政計画(素案)の審議
		計画策定・議会報告	総務文教委員会報告

財政健全化計画検討委員会 委員名簿

		部名	課等名	役職名	氏名
-	検討委員会設置要綱 第3条第2項(委員長)	総合政策部	-	部長	市川 隆利
1	第3条第3項	1号 総合政策部	企画財政課	課長	平山 秀行
2			行政管理課	課長	梶原 俊治
3		2号 総務部	管財課	課長補佐	宮原 博揮
4			男女共同参画推進課	課長	中村 喜美子
5		3号 市民生活部	税務課	課長	郷原 有二郎
6			環境保全課	課長	北橋 正行
7		4号 健康福祉部	生活福祉課	課長	飯笹 能彦
8			子育て支援課	係長	吉開 和子
9		5号 建設部	都市計画課	課長補佐	水内 守俊
10			建設課	課長	楢木 明
11		6号 教育部	教務課	課長	築地 祐児
12			生涯学習課	課長	中村 孝茂
13	第3条第4項	- その他	まちづくり支援課	課長	平嶋 義伸
14			商工観光課	課長	三上 利秀
15			企画財政課	課長補佐	平嶋 廣幸



---

## ○筑紫野市財政健全化計画検討委員会設置要綱

平成22年5月19日  
要綱第13号

### (設置)

第1条 筑紫野市の財政健全化へ向けた具体的な取組を立案し、その計画策定のため筑紫野市財政健全化計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 筑紫野市財政健全化計画の検証及び次期計画の立案に関すること。
- (2) 財政の健全化に関して必要と認められる事項

### (組織)

第3条 委員会は、委員長及び15人以内の委員をもって組織する。

2 委員長は、総合政策部長をもって充てる。

3 委員は、次に掲げる部の職員のうちから市長が任命する。

- (1) 総合政策部
- (2) 総務部
- (3) 市民生活部
- (4) 健康福祉部
- (5) 建設部
- (6) 教育部

4 市長は、前項の規定にかかわらず、その他必要と認める者を任命することができる。

### (委員の任期)

第4条 委員の任期は、筑紫野市財政健全化計画の次期計画策定完了の日までとする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (委員長の職務)

第5条 委員長は、委員会の事務を総理し、会議の議長となる。

2 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指定した委員がその職務を代理する。

### (会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が必要に応じて招集する。

- 
- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
  - 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員以外の者の出席等)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は委員以外の者に必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、総合政策部企画財政課において行う。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この要綱の規定による委員の選任等に関し必要な手続その他の行為は、この要綱の施行の前においても行うことができる。